

実績評価書

(厚生労働省3(I-8-1))

<p>施策目標名</p>	<p>健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: I-8-1) 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8 安全な血液製剤を安定的に供給すること</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>【血液事業の推進】 ・我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。 ・なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画」という。)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めている。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の需要に応じて必要量を確保している。 ・少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションの結果等を踏まえ、平成27年度から令和2年度までの6年間を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年層(10代から30代)の献血者数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知度の上昇を目標に掲げ、献血推進の取組みを強化してきたところ。中期目標に掲げた項目のうち「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となったが、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶりに増加傾向に転じた。 ・令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5カ年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を策定した。①若年層の献血者数の増加②安定的な献血の確保③複数回献血の推進④「献血Web会員サービスの利用推進」の4つの項目について数値目標を設定し、献血推進の取組を強化していくこととしている。 ・新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等におけるテレワーク・時差出勤の実施等の影響を受け、企業等で実施予定の献血が中止になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じた。これまで血液製剤の安定供給に支障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には「献血を実施する採血業」が含まれていることを地方自治体に周知した。また、令和3年度の献血計画には、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図る取組を支援することを記載した。</p> <p>【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 ・HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業(※1))や健康管理手当の支給(健康管理支援事業(※2))を実施している。 ※1 エイズ発症前の血液製剤によるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に応じ月額36,900円又は52,900円を支給。 ※2 エイズ発症者(和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。</p>							
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。 一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約35%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3) 延べ献血者数に占める割合 平成20年度(延べ献血者数 約514万人): 10代(5.9%)、20代(22.3%)、30代(27.3%)、40代(23.3%)、50代・60代(21.2%) 令和元年度(延べ献血者数 約493万人): 10代(5.4%)、20代(14.8%)、30代(16.6%)、40代(27.4%)、50代・60代(35.8%) 国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要がある。特に、近年減少が顕著な10代～30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4) 全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験のある方に限る。 						
<p>2</p>	<p>平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。</p>							
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1</p>	<p>・献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液222万ℓ、原料血漿122.3万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。</p>	<p>・毎年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※令和3年度の献血の推進に関する計画(令和3年厚生労働省告示第149号)</p>					
<p>(課題1)</p>	<p>血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。</p>	<p>・毎年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※令和3年度の血液製剤の安定供給に関する計画(令和3年厚生労働省告示第150号)</p>						
<p>目標2</p>	<p>HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。</p>							
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>		
<p>当初予算(a)</p>	<p>596,797</p>		<p>635,261</p>		<p>629,252</p>		<p>628,869</p>	
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>		<p>0</p>		<p>309,139</p>		<p>0</p>	
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>		<p>0</p>		<p>▲ 309,139</p>		<p>309,139</p>	
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>596,797</p>		<p>635,261</p>		<p>629,252</p>		<p>938,008</p>	
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>577,322</p>		<p>623,168</p>		<p>525,444</p>		<p>915,675</p>	
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>96.7%</p>		<p>98.1%</p>		<p>83.5%</p>		<p>97.6%</p>	
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 閣議決定「献血の推進について」</p>		<p>年月日 昭和39年8月21日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所) 政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。</p>			

達成目標1について

- ・ 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液222万ℓ、原料血漿122.3万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。
- ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。

測定指標	指標1 安定供給に必要な血液量の確保状況 (アウトカム)	指標の選定理由	毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:193万ℓ、平成28年度実績:191万ℓ							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	○
		—	195万ℓ	199万ℓ	213万ℓ	221万ℓ	222万ℓ	222万ℓ		
		187万ℓ	200万ℓ	215万ℓ	224万ℓ	225万ℓ				
	指標2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況 (アウトカム)	指標の選定理由	毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:90.9万ℓ、平成28年度実績:96.5万ℓ							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	○
		—	93.5万ℓ	99.0万ℓ	112万ℓ	120万ℓ	122.3万ℓ	122.3万ℓ		
		92万ℓ	99.3万ℓ	114.4万ℓ	125.2万ℓ	124.8万ℓ				
	指標3 若年層の献血率の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代(※)～30代の若年層の献血率を増加させる必要があるため、測定指標として選定した。 ※ 10代とは献血可能年齢である16～19歳を指す。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	△	
		10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	-	-	-	6.1%	5.9%	6.7%		
	5.5%	5.4%	5.7%	5.4%	5.4%					
(参考)	10代:5.3% 20代:5.7% 30代:5.4%	10代:5.4% 20代:5.6% 30代:5.3%	10代:5.5% 20代:5.7% 30代:5.5%	10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	10代:4.5% 20代:5.5% 30代:5.5%	10代:6.6% 20代:6.8% 30代:6.6%				
指標4 献血推進活動に協力いただける企業・団体数 (アウトカム)	指標の選定理由	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	○		
	60,854社	-	-	-	60,000社	62,000社	70,000社			
	56,151社	57,781社	59,280社	60,854社	62,435社					
指標5 複数回献血者数 (アウトカム)	指標の選定理由	20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血に協力いただくことが求められることから、測定指標として選定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	△		
	1,024,863人	-	-	-	120万人	110万人	120万人			
	944,962人	949,140人	983,351人	1,024,863人	1,049,530人					

測定指標	指標6 献血Web会員サービスの利用者数 (アウトプット)	指標の選定理由	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。					目標値	主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。								
		基準値	年度ごとの目標値								
			年度ごとの実績値								
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				令和7年度
		2,468,899人	-	-	-	-	270万人				500万人
	1,528,996人	1,688,052人	2,035,145人	2,468,899人	2,955,408人			○			

達成目標2について											
測定指標	-	指標の選定理由	-					目標値	主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	-								
		基準値	年度ごとの目標値								
			年度ごとの実績値								
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				-
		-	-	-	-	-	-				-
参考指標	指標7 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 (アウトプット)	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		509	496	491	486	481					
	指標8 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 (アウトプット)	実績値									
平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
	119	120	119	120	120						

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標1の指標1及び指標2について】 ① 指標1と指標2は需給が均衡することが最も望ましいものであり、従って、現在の目標値の設定方法だと、目標達成率が120%となることが良いことではないということになる。需給均衡が望ましい状態であることを適切に評価できるような目標値の設定方法を検討すべき。 ⇒ 本施策を実施する上での最終的な目標は、貴重な献血血液を無駄にしないよう医療需要に応じて過不足なく確保することになる。指摘のとおり目標達成率を120%にすることが必ずしも評価されるものではなく需給均衡が望ましいことから、次期施策目標の評価区分においては目標値の上下5%以内の幅に収まることを「◎」とする。
	【達成目標1の指標3について】 ② 指標3(若年層の献血率の割合)について、令和7年度の目標値が6.7%であるのに対し、令和3年度の実績値は5.4%に止まっている。特にコロナ禍で10代の献血率が低下しており、令和7年度の目標値(10代)である6.6%までに引き上げるための具体的な方策が必要。 ⇒ 日本赤十字社が献血可能年齢未満や献血未経験の若年層を主な対象としたスマートフォンアプリによる新会員サービスを令和4年9月下旬から始めることや、今後の献血者確保の取り組みとしてボランティア団体との連携により献血教育の必要性を訴えていくこととしている。 また、将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、令和3年度に高校生を対象にオンラインによる「献血セミナー」を521校で実施している。
	③ 献血について、10代にいかにかに伝えるかについて、保健体育の教科書に盛り込むことも有効ではないか。 ⇒ 文部科学省が制定している高等学校用学習指導要領の解説では、「献血の制度があることについても適宜触れるようにする。」とあり、保健体育教科書においても「献血」が医療を支える存在であることや民間機関の保健活動として取り上げられている日本赤十字社の活動として、「献血事業」が紹介されている。 厚生労働省が作成している副読本の提供方法と併せての活用を検討する。
	【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定(指標3及び指標5)について】 ④ 指標3(若年層の献血率の割合)や指標5(複数回献血者数)が大きな課題であるため、それぞれ、若年層の献血率の向上や複数回献血数を増加させるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素(取組)を中間指標(短期・中期のアウトカム、アウトプット)として設定してはどうか。 ⇒ 目標値との乖離を検証する上で中間指標の設定は有効と思われるが、一方、若年層の献血率の向上や複数回献血者数の増加について、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取り組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。
【達成目標1の指標5について】 ⑤ 指標5(複数回献血者数)の年齢階層別の推移について、50代は継続的に増加している一方で、40代については令和3年度に数千人単位で減少しているが、どの要因は何か。 ⇒ 40代の複数回献血者数はこの5年間漸減傾向にあったところ、令和2年度はコロナ禍において献血者が例年通り確保できない危機感が高まったことから、日本赤十字社において献血Web会員サービス登録者を対象に積極的な働きかけを行い、全世代で一定の成果が見られた。令和3年度はこうした働きかけを実施しなかったため、もともと漸減傾向にあった40代の落ち込みが明らかになったものと考えている。	

<p style="text-align: center;">評価結果と 今後の方向性</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p>
	<p>総合判定</p>	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1(安定供給に必要な血液量の確保状況)及び指標2(安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況)については、平成29年度を除き、毎年度目標値を達成しており、令和3年度も目標値を上回る血液量及び原液血漿を確保できたことから、達成区分としては、目標を「(○)達成」として評価した。 ・ 指標3の若年層の献血率の割合について、令和3年度実績値は5.4%であり、目標値に対する達成度は92%であったことから、達成区分としては、目標を「△概ね達成」として評価した。 ・ 指標4・6(※1)については、いずれも令和3年度実績値が目標値を上回ったことから、達成区分としては、目標を「○:達成」として評価した。 ・ 指標5(複数回献血者数)について、令和3年度の実績値は1,049,530人であり、目標値に対する達成度は95%であったことから、達成区分としては、目標を「△」概ね達成」として評価した。 <p>※1 指標4:献血推進活動に協力いただける企業・団体数、指標6:献血Web会員サービスの利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、すべての測定指標について達成状況が「○:達成」又は「△:概ね達成」となっている。 ・ なお、達成状況が「△:概ね達成」となる指標3については、コロナ禍前の献血率が増加傾向であることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、現状の取組みを継続していたとすれば、令和3年度の目標は達成されていたと予測する。 ・ 同様に達成状況が「△:概ね達成」となる指標5についても、コロナ禍前の複数回献血者数が増加傾向であり、コロナ禍においても増加していたことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、現状の取組みを継続していたとすれば、令和3年度の目標は達成されていたと予測する。 ・ したがって、目標達成度合いの測定結果は「③相当程度進展あり」に区分されるものの、新型コロナウイルス感染症という外部的要因を加えて総合的に判断すると、すべての測定指標の目標は達成されていると評価できるため、判定結果は「A【目標達成】」とした。
	<p>施策の分析 (有効性の評価)</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給に必要な血液量及び原料血漿の量の確保状況(指標1及び2)については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、令和3年度も必要量を確実に確保することができ、年々需要が増加する血液量及び原料血漿の必要量を上回る実績となっており、献血推進の実施は有効に機能していると評価できる。 <p>【若年層の献血者数の増加に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層の献血率(指標3)については、10代は、令和2年度に引き続き令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校献血の中止等が発生したことにより、コロナ禍前より減少している状況であるが、令和2年度に比べると若干増加した。 ・ 20代・30代においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業献血の中止等があったものの、コロナ禍前の平成29年度から令和元年度と比較しても、概ね横ばい傾向にある。これは、コロナ禍で企業献血の中止等があったが、日本赤十字社においてホームページやWeb 会員サービスでの献血の協力依頼を集中的に実施する等の取組みを行ったことによるものと考えられる。 <p>【安定的な集団献血の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献血推進活動に協力いただける企業・団体数(指標4)は、令和2年度に引き続き、令和3年度も目標を達成した。企業・団体での集団献血は、献血者の利便性にも適うものであり、協力企業・団体数が増加することは血液の安定供給にも資するものである。 <p>【複数回献血の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回献血者数(指標5)については、令和3年度は目標値を110万人と設定していたところ、令和2年度に比べ増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、105万人と目標値を下回った。ただし、平成29年度以降、増加傾向にあり、令和7年度に120万人という目標を達成できる見込みである。 ・ 平成29年度～令和3年度までの期間の複数回献血者数の増加分のうち、50歳代の増加数が最も多いことから、若年層に継続して繰り返し献血に協力を求めていくことが必要。 <p>【献血Webサービスの利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献血Web会員サービス「ラブラット」とは、日本赤十字社と献血者をつなぐWeb会員サービスであり、会員になると、①全国すべての献血ルームのWeb予約が可能、②過去(平成17年4月以降)の献血記録の確認が可能、③メールやLINEで会員限定のお知らせやご案内、献血の依頼等が届くというものである。 ・ ラブラットの登録者数(指標6)については、令和3年度も目標値を上回ることができ、平成29年度以降、確実な増加傾向にあり、令和7年度に500万人という目標を達成できる見込みである。
	<p>施策の分析 (効率性の評価)</p>	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の需要等に応じて必要な血液量を確保する必要があるが、国民の善意に基づく貴重な献血血液が原料であることから、血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保しており、効率的に実施している。 ・ 予算額は令和3年度は前年度からの繰越し分だけ他年度よりも多いが、概ね例年同水準の中で、指標3・5を除き目標を達成しており、献血推進の各種の取組みは概ね効率的に実施できている。

評価結果と今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	<p>(現状分析)</p> <p>【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の延べ献血者数は約505万人(対前年度比約1.5万人増、約0.3%増)であり、医療需要に応じて、日々計画的に採血を行っており、安定供給に必要な血液量及び原料血漿が確保されている。 新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、令和2年2月下旬から献血血液の確保量が減少したため、日本赤十字社において、ホームページや献血Web会員サービス「ラブラット」で献血を呼びかけるとともに、厚生労働省においても、自治体に献血への協力を依頼した。 令和2年4月、令和3年1月及び4月に緊急事態宣言が発出された際にも、献血血液の安定的な確保のための対応についての事務連絡を発出し、管下市町村や関係団体等に対し、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」には「献血を実施する採血業」が含まれていることの周知及び献血への協力を依頼した。 これらの取組みにより、令和2年3月以降は多くの方に献血にご協力いただき、必要な献血血液を確保できている。 <p>-----</p> <p>【若年層の献血者数の増加に向けた取組、複数回献血の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校献血等が中止になったことにより、令和2年度に続く令和3年度も10代の献血率は令和元年度の水準に戻っていない。 SNSを含むインターネット等を主体として情報発信等により、献血への理解を深めてもらうとともに、個々の献血やWeb予約の推進を図り、初回献血者の確保を中心とした取組みを行う必要がある。 また、複数回献血の推進のためには、延べ献血者数に占める割合が長期的に見て減少傾向にある20代・30代への働きかけの一層の強化が必要である。具体的には、若年層を主な対象とした普及啓発、予約献血の活用等の献血者の利便性に配慮した環境整備を進める。 <p>-----</p> <p>【安定的な集団献血の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 献血推進活動に協力いただける企業・団体数は増加を続けており、地域の実情に即した方法で、企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等と協力を進める。 <p>-----</p> <p>【献血Webサービスの利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者数が増加傾向にある、献血Web会員サービス「ラブラット」は、献血の意義を伝える、献血を体験した方に対し複数回献血への協力を呼びかける有効な普及・啓発ツールであることから、若年層の献血者数の増加のためにも、引き続き登録者数を増加させていく。
	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2については、順調に各年度の目標値を達成していることから、引き続き当該年度目標達成を目指していく。なお、目標値は当該年度の血液製剤の需要状況に応じて設定する。 <p>-----</p> <p>【若年層の献血者数の増加に向けた取組、複数回献血の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標3及び5については、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。 <p>-----</p> <p>【安定的な集団献血の確保、献血Webサービスの利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4及び6については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます)URL http://www.hourei1.mhlw.go.jp/SHB-Shohin/page/SWDirectMHLW.jsf</p> <p>血液需給将来推計シミュレーション URL https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/02-03.pdf</p> <p>血液事業部会(指標1～6関係)URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127853.html</p> <p>血液事業に関するパンフレット・説明資料(指標1～6関係)URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kenketsugo/index.html</p> <p>関連事業のレビューシート URL https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_1-7-1_saiyu.html</p> <p>献血推進2025(指標3～6関係) URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19547.html</p> <p>厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html</p> <p>厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html</p> <p>HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施(指標7及び8)URL https://www.pmda.go.jp/about-pmda/advisory-council-information/meetings/0078.html</p>
----------	--

担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	血液対策課長 渡辺 顕一郎 総務課医薬品副作用被害対策室長 渡辺 由美子	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------	---	----------	--------